

農地・水・環境の保全向上のために

—農地・水・環境保全向上対策の取り組み方—



はじめに

(農地・水・環境保全向上対策に取り組む地域の皆さんへ)

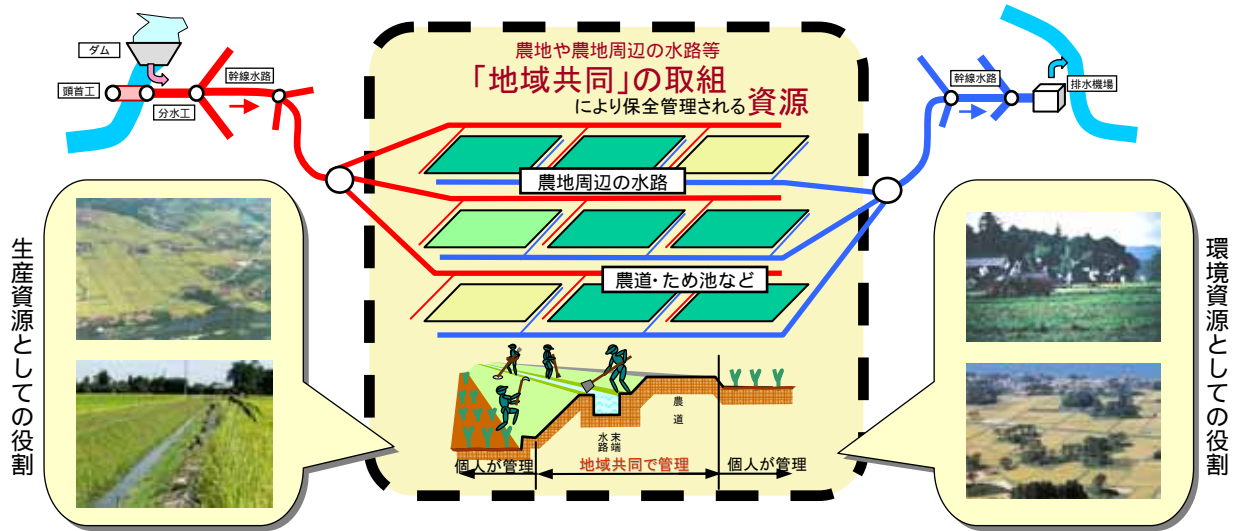
- 農林水産省では、平成19年度から、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る新たな対策として、「農地・水・環境保全向上対策」を導入します。
- この対策により、様々な状況変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図ります。そのために、
 - ・農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たにつくってもらい、
 - ・これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせるようなきめ細かな手入れや農村の自然や景観などを守る地域共同活動を促します。
 - ・また、地域共同活動に加えて、化学肥料と化学合成農薬の5割低減等の環境にやさしい農業に向けた地域での取り組みを促します。
- このパンフレットは、地域の皆さんがこの農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいただくために、その仕組みや具体的な進め方を解説したものです。



さまざまな活動のイメージ

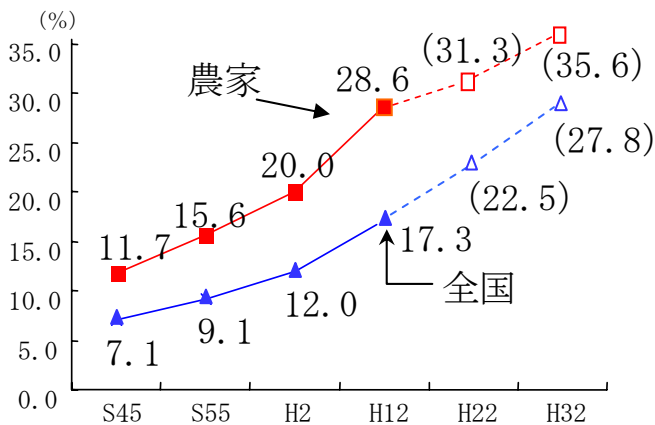
あなたの地域ではいかがですか？

- 農地・農業用水等の資源は、これまで集落など地域の共同活動により保全管理されてきました。
- これらの資源は、農業だけでなく農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしています。



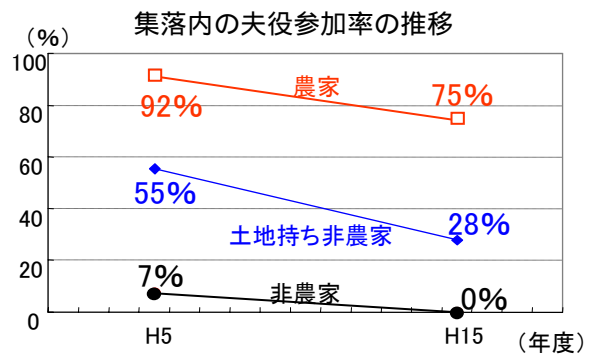
○高齢化や混住化が進行して、農地や農業用排水などの資源をこれまでどおり地域で適切に保全管理していくことが難しくなってきています。

○高齢者(65歳以上)割合の増加



資料：農業センサス

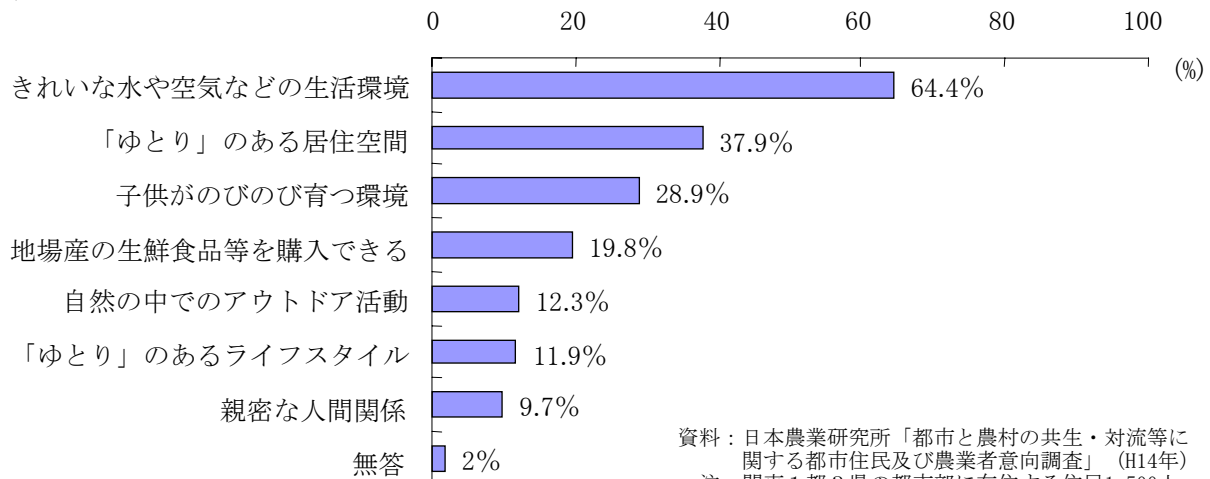
○地域共同による保全活動の低下



資料：農林水産省調べ
(A県の10土地改良区管内について調査)

○一方、国民の農村環境に対する評価が高まっており、農地・農業用水等の資源の保全と併せて農村環境の質的な向上が求められています。

○農村環境への意識の高まり

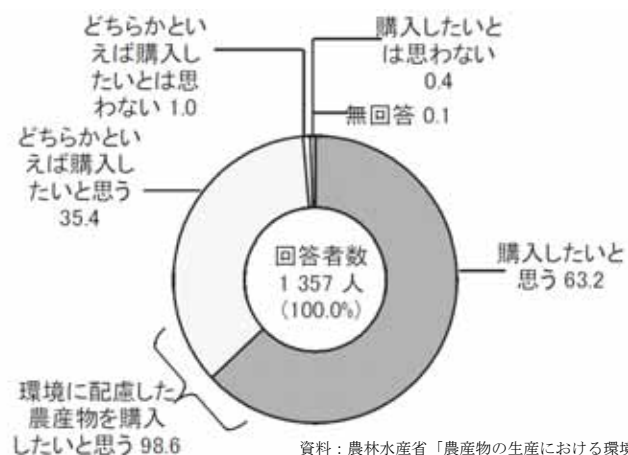


資料：日本農業研究所「都市と農村の共生・対流等に関する都市住民及び農業者意向調査」(H14年)
注：関東1都3県の都市部に在住する住民1,500人へのアンケート調査結果

新たな対策が導入されます

○環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

○消費者の購入意向



資料：農林水産省「農産物の生産における環境保全に関する意識・意向調査」(H17年)
注：農業者2,445名、流通加工業者743名、消費情報提供協力者1,357名へのアンケート調査結果

自然循環機能の維持・増進

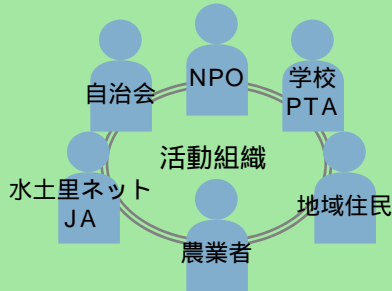
消費者は環境にやさしい農産物を求めています

農地・水・環境保全向上対策のしくみ

○農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的に支援します。

共同活動への支援

多様な主体が参画



地域共同による効果の高い取組を行う活動組織に対して、その活動経費を支援



更に環境にやさしい農業を実施

更に活動をステップアップ

営農活動への支援

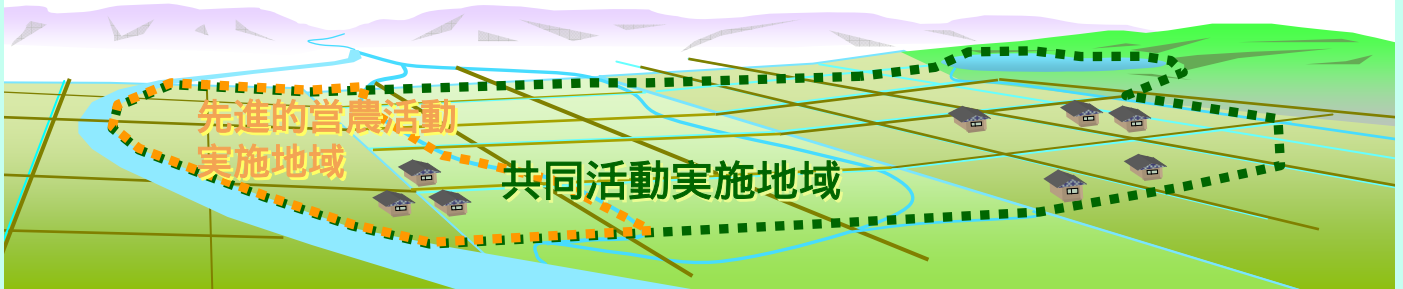
上記の共同活動に加えて、

- ・地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、
 - ・地域でまとめて化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組を行った場合、
- 取組農家に配分可能な交付金を交付。



促進費

活動の質をさらにステップアップさせる取組に対し、促進費を交付。



次のページから具体的に支援を受けるまでを説明します

農地・水・環境を 守り育てる 7つのステップ

- 活動組織づくりから活動の実践まで -



ステップ 5
協定を

ステップ 4
活動計画をつく



ステップ 3
規約をつくります

(p.11)

ステップ 2
参加者を募ります

(p.9)



ステップ 1
対象地域をまとめます

(p.7)



より質の高い取組へ
(p.23)



ステップ 7

さあ活動を実践しよう

(p.21)

ステップ 6

助成金が交付されます

(p.19)



結びます

(p.17)



ります

(p.13)

共同活動支援を受ける地区は、
次の支援も受けることができます。

(ステップ 8)

地域でまとまって環境にやさしい
先進的営農活動を行います

(p.25)



農地・水・農村環境を守り育む共同活動への支援


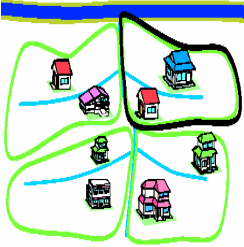
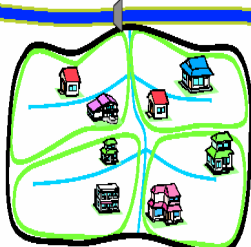

1 (活動組織の)対象地域をまとめます

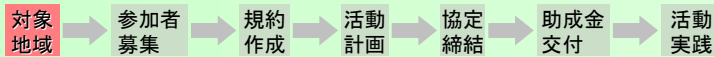
地域の判断で効率的な活動範囲を

新たな取組も視野に入れて

- 新しい助成を受けるには、まず「活動組織」をつくる必要があります。
- 活動組織づくりは、対象地域をまとめることから始めます。
- 地域の水路や農道などを守っていく共同活動に、もっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域の判断で設定していただきます。
- 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- まずは、集落単位などこれまでも共同活動(賦役など)を行っていた範囲を基本にして、
 - ・これまでどおりの範囲のままで良いのだろうか
 - ・隣の区域も含めて一体となった方が効率が良いのでは
 - ・環境保全などの新たな活動を行うのに相応しい範囲だろうか
 - ・集落営農の組織化にもうまくつなげられないだろうか
 といったことについて、地域で話し合ってください。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位	水系単位	事業単位
			
集落ぐるみで共同活動を行う体制	集落営農組織で共同活動を行う体制	ため池や堰などの水系での共同活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での共同活動を行う体制



Q1 中山間直接支払を受けている農地も含めることができますか。

対象地域の中に中山間直接支払を受けている農地が含まれていてもかまいません(中山間直接支払はそのまま継続して交付を受けることができます)。

なお、その場合、追加要件の実施が求められますので注意してください。

Q2 農振農用地以外の農地も対象に含めることができますか。

この対策は農振農用地を対象としていますが、共同活動を一体的に行う場所(水路、ため池、農道など)であれば、農振白地を含めて対象地域を設定してもかまいません。

ただし、活動組織への助成金は、対象地域内の農振農用地の面積をもとに算定されます。

Q3 活動組織と集落営農組織との関係について教えてください。

集落営農と共同活動の範囲がほぼ同じで、集落営農組織を核として活動組織をつくるのが効果的な場合もあるかと思います。

あるいは、活動組織の設立をきっかけに、その中で集落営農の組織化の気運が高まることもあるのではないのでしょうか。

いずれにしても、それぞれの地域で共同活動のまとまりを考えていく中で、集落営農の育成にもつながるよう、よく話し合っていたいただきたいと思います。



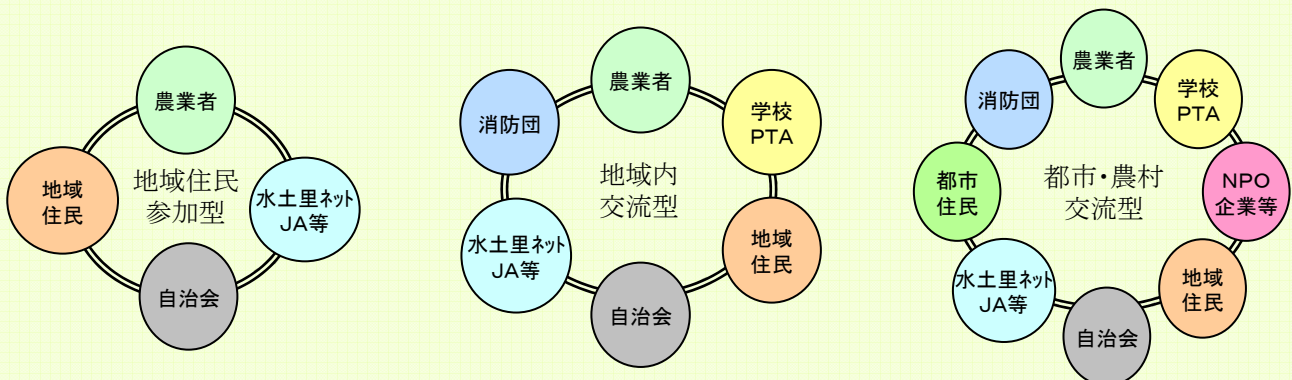
2 (活動組織の)参加者を募ります

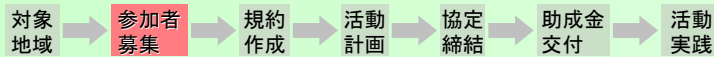
活動組織には農業者以外の参加が必要

まずは身近なところから

- 共同活動に参加する構成員を募ります。
- 活動組織には、農業者だけでなく、農業者以外の構成員（主体）が参加することが必要です。
- 構成員の種類や数は地域の実情に応じて、望ましい枠組みにして下さい。
- まずは、地域住民や自治会など身近な人や、土地改良区、JAなどの団体に声をかけ、そこから少しずつ輪を広げるようにしてみてください。
各地の条件に見合う形で、自由に、そして前向きに、さまざまな立場の構成員が参加する枠組みづくりに取り組んでください。
- 構成員となった方々には、規約や活動計画に基づいて、地域の資源や環境を守る共同活動に参加していただきます。

様々な構成員の参加の例





Q4 なぜ農業者だけではだめなのですか。

高齢化や混住化により、農地や農業用排水路などの資源が担い手農業者だけでは守れなくなっていることや、こうした資源によって恩恵を受けている人は農業者だけではないのですが、そうした方々が共同活動に参加していないという不釣り合いを解消することが、助成の目的だからです。農村地域の新しいコミュニティづくりや、農業・農村に対する国民の理解を深めることにも役立つと考えています。

Q5 地域には農業者しかいないのですが。

純農村地域にも、自治会、女性会、青年会などさまざまな役割の組織があります。地域の将来を担う子どもたちもいます。ふだん顔を合わせている人たちだけでも、枠組みづくりはできるはずですので、工夫してみてください。

Q6 構成員は個人でも団体でも良いのですか。

活動組織の構成員は、個人でも団体（組織）でもかまいません。団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員になることを合意・決定した上で、参加してください。

Q7 地域の外の人でも良いのですか。

農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方（注：所有者・耕作者のどちらでもかまいません）を構成員とします。農業者以外の構成員は、地域の内外は問いません。

いずれにしても、何らかの形で、地域の資源を守る共同活動に参加していただくことが条件です。

Q8 水路や農道の掃除や草刈りには農業者しか参加しないのでは。

農地の真ん中にある水路や農道の手入れなどは、確かに農業者の方が中心になるかも知れません。しかし、集落（居住地）の近くを流れる水路の清掃や農村環境を保全する活動などはさまざまな立場の方が参加できるのではないのでしょうか。

この事業で支援する共同活動は、地域の中で役割分担をしながら、さまざまな取組を一体的に行うことを促すものです。

また、役割分担を通じて、お互いの理解が深まり、地域の活力の向上につながることも期待しています。

構成員の全員があらゆる活動に参加する必要はなく、役割分担をして多くの方が少しずつでも活動に参加する枠組みづくりを工夫してください。

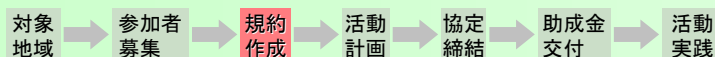
3 (活動組織の)規約をつくります

規約策定は助成金
交付の前提条件

- 活動組織の規約を策定していただきます。例を示しますので、参考にして下さい。
- 規約の内容については、それぞれの活動組織の中で構成員が話し合っ
て、合意していただけるものであれば結構です。ただし、最低限、
下表に掲げる項目だけは、明確に表示するようにしてください。
- 「杓子定規な規約が必要なのか」と考えられる方もいらっしゃるかも
しれませんが、活動の目的、構成員、合議方法など組織の運営の
基本となる事柄を確認しておくのは大切なことです。また、活動組織
が助成を受けるためには、市町村からの規約の承認が条件にも
なっていますので、規約は必ず策定してください。

規約に最低限盛り込んでいただく事項

名称	活動組織の名称を明らかにします。
目的	活動組織の目的を明らかにします。 その際、目的は、「農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る活動」が必ず含まれるものにしていただく必要があります。
構成員	活動組織の構成員を明らかにします。 活動組織は、農業者のほか1以上の団体又は個人で構成される必要があります。
代表・役員	代表や会計などの役員の構成を明らかにします。
合議方法	活動組織内の合意・決定方法を明らかにしてください。合意・決定方法は多数決など合理的な方法とする必要があります。



Q9 組織規約は具体的にはどのようなものですか。

次のような例を参考にしてください。

■■活動組織規約（例）

平成●●年●月●日制定

（名称）

第1条 この活動組織は、■■（以下「■■」という。）と称する。

（目的）

第2条 ■■は、第3条の構成員による共同活動を通じ、■■地域に存する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

（構成員）

第3条 ■■の構成員は【別紙1】のとおりとする。

別紙にて、個人、団体を問わず、活動組織に参加するすべての者を列記してください。様式については別にお知らせする予定です。

（代表等）

第4条 この■■に、代表1名、副代表●名、書記●名、会計●名、監査役●名を置くこととする。代表等役員は【別紙2】のとおりとする。

別紙にて、活動組織の代表等を列記してください。様式については別にお知らせする予定です。

- 2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この■■を代表し、■■の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、■■の業務の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

（会議）

第5条 ■■の会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 ■■の会議は、構成員の●●以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。
- 3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の●●以上により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

（付議）

第6条 ■■の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

- 一 ■■の組織運営に関すること
- 二 ■■が実施する活動についての計画に関すること
- 三 ■■の出納の監査に関すること
- 四 その他■■の目的を達成するために必要な事項
- 五 ……………

（雑則）

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

4 (地域活動指針を参考に)活動計画をつくります

目安となる「活動指針」を提供

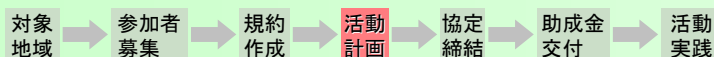
- それぞれの活動組織で共同活動の計画をつくります。様式を基に作成して下さい。
- 活動計画の内容については、最低限、下表に掲げる項目だけは、明確に表示するようにしてください。助成を受ける上で必要です。
- 活動計画づくりに当たっての目安となる「地域活動指針」をお示します。「地域活動指針」は、この対策の対象である活動の項目を、
ア. 資源の適切な保全のための「基礎部分」と、
イ. 施設の長寿命化につながる活動や農村環境を向上させる活動などの「誘導部分」
に区分して整理し、列挙したものです。(16ページがそのイメージです)

現状と今後の活動項目をリストアップ

- 活動計画は、地域活動指針を目安にしながら、活動組織の中で話し合い、①これまでの共同活動の実態を点検し、②今後、活動組織で取り組むことができる活動をリストアップすることを通して、作成することができます。
- 活動計画の内容が一定の水準に到達していることが、交付金の交付の条件になります。

活動計画に最低限盛り込んでいただく事項

対象となる資源	協定の対象となる農用地の所在及び面積、当該農用地のうち交付金の対象となる対象農用地面積、並びに活動の対象とする農業水路等の資源を明らかにします。	「位置図」、「農振農用地面積調書」を添付していただきます。
実施計画	地域の目指すべき方向、活動組織が取り組む活動の概要を明らかにします。	「地域活動指針」のチェック表をチェックすることで活動項目のリストアップができます。
役割分担	構成員(9ページ参照)の役割分担を明らかにします。	
資金計画	交付金の使途(どの活動のどのような経費に交付金を活用するのか)を明らかにします。	



Q10 活動計画づくりはとても難しいではありませんか。

活動計画書の大半は、地域活動指針のメニュー表を活用して、取り組む活動項目にチェックを入れるだけのものです。その他の部分も、参考となる「ひな形」もお示しますので、計画書の作成作業自体はそれほど難しいものではありません。

それよりも、どのような活動をどういう役割分担で行うのかという「話し合い」の方が大切です。活動組織の構成員が皆で参加して“前向きな”計画になるよう、話し合っていたいただきたいと思います。

Q11 目安となる地域活動指針は全国一律なのですか。

地域活動指針は、地域協議会ごとに、国が示す活動指針を基本として、各地の特色や条件を反映した地域版の活動指針(地域活動指針)が用意されます。

16ページをご参照ください。

Q12 地域の祭りや伝統行事など、地域活動指針のメニューにない活動を含めてはいけないのですか。

地域の特色や創意工夫を活かし、さまざまな活動に積極的に取り組まれるようにしていただきたいと思いますので、活動組織が取り組むこととした活動であれば、祭りや伝統行事などの活動も盛り込んでいただいて結構です。

ただし、これらの活動については、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上に直接関わるものではないため、本対策の交付金を使うことはできませんので注意してください。



活 動 計 画 (イメージ)

第1 協定の対象となる資源

対象となる資源を規定します。

位置	〇〇県〇〇市〇〇集落、〇〇集落一円の地域					「位置図」のとおり
農用地	地目	田	畑	草地	計	「位置図」に示す範囲
	対象農用地	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha	※「農振農用地面積調書」のとおり
	協定農用地	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha	
うち農振農用地※	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha	〇〇.〇ha		
農業用施設	開水路	パイプライン		ため池	農道	
	〇〇.〇km	〇〇.〇km		〇〇箇所	〇〇.〇km	

第2 実施計画

(1) 地域を目指すべき方向

- ・ ……(地域に存する農地・農業用水等の資源や農村環境の現状と課題)・
- ・ ……(地域で実施されている共同活動の現状と課題)……

これまで(現状)の活動項目と、これから(計画)の活動項目をチェックした、所定のチェックリストを添付します。

(2) 活動の概要

活動の区分		活動の概要	活動の項目
基礎部分		遊休農地等の発生状況の把握、施設の点検、共同作業計画の策定、施設周辺の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等を実施する。	「地域活動指針チェック表」(基礎部分)のとおり
誘導部分	農地・水向上活動	当地域は寒冷地であり、水路、農道等の施設の凍結融解による劣化が懸念されるため、毎年、施設の機能診断を行い、共同活動計画を策定し、農地・農業用水等の資源の質的向上(長寿命化)を図る活動を行う。	「地域活動指針チェック表」(農地・水向上活動)のとおり
	農村環境向上活動	地域の水辺空間の景観形成を図るため、景観形成等をテーマとする計画を策定し、活動参加を促す広報活動等を行いながら、〇〇を対象として△△活動(□□km)等を実施する。	「地域活動指針チェック表」(農村環境向上活動)のとおり
促進費対象活動等		別添4「促進費対象活動等実施計画」のとおり	

(3) 共同活動支援交付金の対象外の活動

構成員の役割分担を明らかにします。

第3 構成員の役割分担

構成員	主 な 役 割
農業者	基礎部分、農地・水向上活動、農村環境向上活動を他の構成員と連携して実施する。なお、畦畔等の草刈りなどは個々の農業者が実施する。
〇〇自治会	農地・水向上活動のうち〇〇の〇〇〇、農村環境向上活動を他の構成員と連携して実施する。
水土里ネット〇〇	農地・水向上活動、農村環境向上活動について、指導、助言、資機材貸与等の支援を行う。
〇〇JA	農地・水向上活動、農村環境向上活動について、指導、助言、資機材貸与等の支援を行う。
〇〇小学校PTA	農村環境向上活動のうち〇〇の〇〇〇〇を他の構成員と連携して実施する。
〇〇NPO	農村環境向上活動のうち〇〇の〇〇〇〇を他の構成員と連携して実施する。

第4 資金計画

地域協議会からの交付金 〇〇〇千円は、下表のとおり支出する。

項目	主な交付金の使途の内容	金額	
基礎部分の活動に要する経費	・農道の補修に要する費用(砂利補充のための砂利購入費等) ・ため池の泥上げに要する費用(重機等のリース代等) 等	〇〇千円	
誘導部分	農地・水向上活動に要する経費	・開水路の補修に要する費用(目地詰めに必要な材料の購入費等) ・水利施設(ゲート、空気弁等)への腐食防止剤の塗布に要する費用 ・水路周りの雑草の抑制対策に要する費用(抑草ネットの購入費等) 等	〇〇千円
	農村環境向上活動に要する経費	・生態系保全に関する啓発・普及費用(パンフレットの制作費等) ・景観植物の植生・管理に要する費用(景観植物の苗の購入費等) ・水質改善に要する費用(木炭の購入費等) 等	〇〇千円
活動組織の管理運営に要する経費	・特定非営利活動法人化に係る費用(登録料等) ・活動組織の管理運営に係る事務費等	〇〇千円	
合 計		〇〇〇千円	

資金計画とくに助成金の使途を明らかにします。

資金計画は5カ年分の助成金全額について計画します。

第5 添付書面

1. 位置図
2. 農振農用地面積調書
3. 地域活動指針チェック表
4. 促進費対象活動等実施計画
5. 特認要件を適用した場合の整理表

細かな記載が必要となるものについては、別紙にして添付します。

(参考)活動指針の概要

国が示す活動指針の構成イメージ(田の例)

区分		活動項目				
		農用地	開水路	パイプライン	ため池	農道
基礎部分	点検活動	<input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握	<input type="checkbox"/> 施設の点検	<input type="checkbox"/> 施設の点検	<input type="checkbox"/> 施設の点検	<input type="checkbox"/> 施設の点検
	計画策定	<input type="checkbox"/> 共同作業計画の策定				
	実践活動	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等の草刈り <input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理	<input type="checkbox"/> 配水操作 <input type="checkbox"/> 水路の草刈り <input type="checkbox"/> 水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> 配水操作 <input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ <input type="checkbox"/> かんがい期前の注油	<input type="checkbox"/> 定期的な見回り <input type="checkbox"/> 配水操作 <input type="checkbox"/> ため池の草刈り <input type="checkbox"/> ため池の泥上げ <input type="checkbox"/> かんがい期前の施設清掃・除塵 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理	<input type="checkbox"/> 砂利の補充 <input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り <input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ

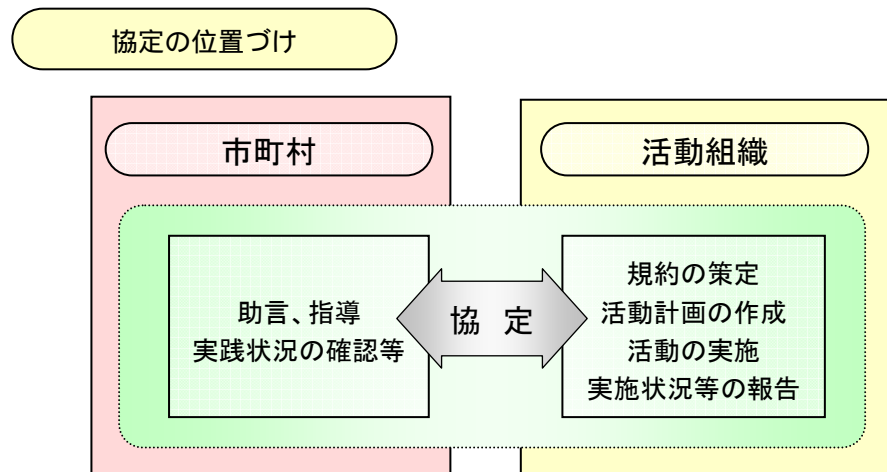
区分		活動項目				
		農用地	開水路	パイプライン	ため池	農道
誘導部分	農地・水向上活動	機能診断	<input type="checkbox"/> 施設の機能診断 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理	<input type="checkbox"/> 施設の機能診断 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理	<input type="checkbox"/> 施設の機能診断 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理	<input type="checkbox"/> 施設の機能診断 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理
		計画策定	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定			
	実践活動	<input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 <input type="checkbox"/> 暗きよ施設の清掃 ・ ・ 他	<input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正 <input type="checkbox"/> 目地詰め <input type="checkbox"/> 異常気象等後の見回り <input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理の徹底 ・ 他	<input type="checkbox"/> パイプ内の清掃 <input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策 <input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 ・ ・ 他	<input type="checkbox"/> 遮水シートの補修 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め <input type="checkbox"/> 水抜による点検・補修 <input type="checkbox"/> 異常気象等後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象等後の応急措置 ・ ・ 他	<input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め <input type="checkbox"/> 路肩・法面の初期補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 ・ ・ 他

区分		活動項目					
		生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	水田貯留機能増進・地下水かん養	資源循環	
誘導部分	農村環境向上活動	計画策定	<input type="checkbox"/> 生態系保全計画の策定	<input type="checkbox"/> 水質保全計画の策定	<input type="checkbox"/> 景観形成・生活環境保全計画の策定	<input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定	<input type="checkbox"/> 資源循環に係る地域計画の策定
		啓発普及	<input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 啓発活動 <input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動 <input type="checkbox"/> 地域内の規制等の取り決め <input type="checkbox"/> 学校教育等との連携 <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携				
	実践活動	<input type="checkbox"/> 生態系保全に配慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 <input type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握 ・ ・ 他	<input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施 <input type="checkbox"/> 水質モニタリングの実施・記録管理 ・ 他	<input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 <input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等 <input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 ・ ・ 他	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動 <input type="checkbox"/> 地域排水機能向上のための施設操作 <input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 ・ ・ 他	<input type="checkbox"/> 間伐材等を利用した防護柵等の適正管理 <input type="checkbox"/> 農業用水の反復利用 <input type="checkbox"/> 有機性資源の堆肥化 ・ ・ 他	

5 (市町村と)協定を結びます

協定とは

- 活動組織と関係市町村が「協定」を結びます。
- 協定は、
 - ア. 活動組織は、決定した活動計画や交付金の使い道(資金計画)の実践を、
 - イ. 市町村は、活動組織への指導や活動の実践状況の確認等を行うことを双方が明確化し、確認するものです。
- 協定期間は、協定締結から原則として5年間以上です。ただし、助成金が交付されるのは協定締結年度に関わらず、平成23年度までとなっています。



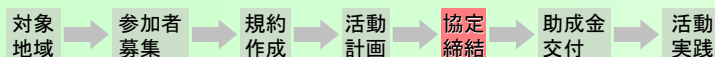
【市町村の皆さんへ】

市町村におかれては、活動組織との協定締結をお願いします。

協定締結を前提として、市町村の立場から、活動組織の活動計画づくりに間接的に関与していただくことになります。そして、これを通じて、“活動組織の活動が農業振興計画や田園整備マスタープランなどの市町村の地域振興の基本方針に沿うものとなるよう方向付け”をしていただくことが大切だと考えています。

また、協定締結に当たっては、活動計画に位置付けられた範囲における農振農用地の判定を行っていただきます。

なお、市町村には、協定に基づく活動の実施状況の確認等をお願いすることになりますが、その際にはマニュアル等が用意されますので、活用してください。



Q13 協定書は具体的にはどのようなものですか。

次のような例を示しますので、参考にしてください。

農地・水・環境保全向上対策に係る協定書 (例)

農地・水・環境保全向上対策実施要綱に基づき、■■■(以下「■■■」という。)と▲▲市(以下「市」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、■■■地域に存する農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 協定期間は、協定締結の日から平成●●年●月●日までとする。

(協定の対象となる資源)

第3条 協定の対象となる資源は【別紙】「活動計画」の第1に定めるとおりとする。

(実施計画)

第4条 ■■■が実施する活動は、【別紙】「活動計画」の第2に定めるとおりとする。

(構成員の役割分担)

第5条 ■■■の構成員の役割分担は、【別紙】「活動計画」の第3に定めるとおりとする。

(資金計画)

第6条 資金計画は、【別紙】「活動計画」の第4に定めるとおりとする。

(市町村の役割)

第7条 市は、協定の対象区域において、■■■が第4条に定める実施計画とは別に、次の事項を行う。

- (1) ……必要に応じて記述……………

以上を証するため、本協定書2通を作成し、■■■及び市は、それぞれ記名押印の上、各一通を保有する

平成●●年●月●日

▲▲市■■■町●●番地
■■■代表 ■■■■■ 印
▲▲市■■■町●●番地
▲▲市長 ■■■■■ 印

別添資料「■■■活動組織規約」

6 (要件を満たす活動組織に)助成金が交付されます

- 活動組織に対して、共同活動を支援する助成金が交付されます。
- 助成金が支払われる条件は、次の2点です。
 - ア. 活動組織の体制が、助成金を受け取れる状態に整っていること(体制の要件)
 - イ. 活動組織の活動が、一定の水準を満たすものであること(活動の要件)
- 体制の要件(規約と協定で確認)

「ア. 体制の要件」は、①活動組織規約、②協定の2点がきちんと整えられているかどうかで判定します。
- 活動の要件(地域活動指針でチェック)

「イ. 活動の要件」は、活動計画を「地域活動指針」と照らし合わせて、

 - ①基礎部分の活動項目をすべて実施すること
 - ②誘導部分の活動項目の一定量以上を実施すること

が、活動計画に盛り込まれて実施しているかどうかで判定します。
- 助成の水準

ア・イの要件をいずれも満たす活動組織が助成の対象となります。活動組織内の農振農用地面積に応じて、助成金が交付されます。(助成金の水準は下表右のとおりです。)
- 促進費

また、より高度な取組を行う活動組織には促進費が交付されます。

助成金の交付要件

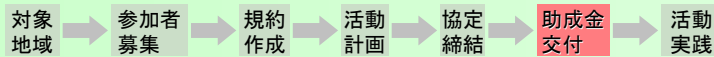
要件の区分			助成に必要な条件	
体制の要件	規約		活動組織規約を策定	
	協定		市町村と協定を締結	
活動の要件	基礎部分	資源の適切な維持保全	地域活動指針の全項目を実施	
		点検活動		
		計画策定		
	誘導部分	農地・水向上活動	機能診断	地域活動指針の全項目を実施
			計画策定	
			実践活動	
農村環境向上活動	実践活動	地域活動指針から、環境のテーマを選んで、「計画」、「啓発・普及」、「実践」を各々一つ以上、合計4項目以上実施(新たな活動を1項目以上含むこと)		
		計画策定		
		啓発・普及		

※ 一部の項目を必須とするなど、上記の要件を下回らない範囲で地域協議会が要件を設定します。

支援交付金の単価

	都府県	北海道
水田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

- ・ 交付額は、上記の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出します。なお、一定の活動水準を確保しつつ、交付総額を変えないで、より広い活動対象面積で活動していただく特認が導入される場合があります。
- ・ 畑は、普通畑及び樹園地。
- ・ 草地は、牧草地及び採草放牧地。
- ・ 上表は、国と地方公共団体の合計額。
- ・ 地方公共団体の支援に要する経費については、所要の地方財政措置を講じることとされています。



Q14 助成金が支払われる条件はハードルが高いのではないですか。

とくに「活動の要件」は、項目がたくさんで大変のように見えます。しかし、活動指針をもう一度じっくりと見て、皆で話し合ってみてください。項目の中には、しっかりとした活動でなくとも、これまでも何らかの形で地域で行ってきたものもあるはずです。農村環境の保全など誘導部分の活動もさまざまなメニューがありますので、うまく役割分担して、少し“背伸び”をすれば、取り組むことができる活動が見つかるはずです。

Q15 促進費とはどのようなものですか。

地域共同の活動を更により良いものにステップアップさせるため、高度な取組に対して促進費を交付します。

促進費の対象となるのは、さらに高度な農地・水向上活動のほか、質の高い農村環境向上活動などの取組や、活動組織のNPO法人化などです。

23ページをご覧ください。

Q16 営農活動への支援は別に加算されるのですか。

大幅な減化学肥料・減化学合成農薬など先進的な営農活動を行う地域に対しては、共同活動に対する支援に上乗せして更に支援します。詳しくは25ページをご覧ください。

25ページをご覧ください。

Q17 水田・畑・草地の地目や北海道・都府県でなぜ単価が違うのですか。

助成金の単価は、資源(水路、ため池、堰、農道など)を保全する共同活動がしっかりと実施できるように、どのような農用地にどれだけの活動量が必要になるのかを調査した結果をもとに算定しています。

つまり、水田、畑、草地では、これらの資源を保全する共同活動の形態や量に大きな差があります。また、規模の大きな北海道では、水路や農道の密度が都府県と大きく異なることから、単価を区分しています。

7 さあ活動を実践しよう

効果の高い活動の実践

活動計画に基づいて、活動を実践してください。

新たな構成員も加わりました。点検・計画・実践と盛りだくさんです。でも、その多くは、これまでも何らかの形で地域の皆さんが取り組んできた活動の延長線上のもののはずです。役割分担を再確認して、しっかりと進めてください。そしてこれまでにない新たな活動にも“少し背伸びをして”チャレンジしてください。

助成金の使途

助成金は、活動計画の中の資金計画で定めた範囲内であれば、原則として、どの活動のどのような経費に使ってもかまいません。

活動の記録

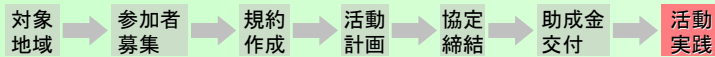
活動の記録や助成金の使い道などについては、必ず記録を残しておいてください。

将来に向けて

活動を長く続けていくため、共同活動の実践とあわせて、地域の将来像や共同活動、体制のあり方などについて皆で話し合ってください。

活動実践のイメージ





Q18 助成金の使い道についての決まりを詳しく教えてください。

活動計画に盛り込んだ活動の範囲内であれば、水路や農道の清掃や草刈りなど基礎部分の活動にも、あるいは、農村環境の保全など誘導部分の活動にも、使って頂くことができます。また、内容も資材や機材の購入、日当や協力費、話し合いや啓発・普及に要する経費など、地域の創意工夫で幅広く使って頂くことができます。

ただし、活動計画の中の実施計画において「助成金を充てない」とした活動(地域の祭りや伝統行事といった直接に農地・水・環境の保全と質的向上に関連のない活動など)には使うことはできません。

Q19 活動計画で決めた活動は、毎年必ず実施しなければならないのですか。

原則として毎年実施して頂きます。ただし、計画はしていてもその必要がなくなるもの(例えば水路の補修などはその年に壊れた箇所がなければ不要)等については、点検を行うことにより活動が実施されたものと見なされます。

Q20 活動を計画どおり行わなかった場合、助成金を返還するのですか。

活動を計画どおり行えなくても、一定の水準を満たしていれば助成金を返還する必要はありません。一定の水準を満たす活動が行えなかった場合や、助成金が計画の範囲外の目的で不正に使われたりした場合には、助成金の返還を求めることがあります。



7+ より質の高い取組へ

活動の種類

より高度な取組を行う活動組織には促進費が交付されます。

促進費は、次のような取組を支援するものです。

- ① 自主施工を通じた、技術習得のための取組や、活動の労力の軽減につながる取組、
- ② 活動組織の体制をより強くするための取組

対象要件

促進費の対象になる活動は、地域活動指針(16ページ参照)の誘導部分にある実践活動で、

- ① 自主施工により実施し、
- ② 専門家の指導や助言があり、
- ③ 活動に必要な費用が年度当たり概ね30万円以上、の活動です。

また、活動を継続的なものにするために、活動組織がNPO法人化を目指す取組も対象となります。

促進費の対象になる活動を一定以上行くと、取組水準に応じて、一地区当たり20万円/年*か40万円/年*の助成金が交付されます。

* 国と地方公共団体の合計額

促進費の交付イメージ

(例) 水田魚道を設置する場合

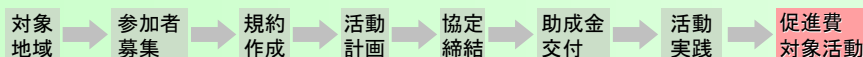
地域活動指針に基づき活動計画をつくる。

基礎部分			
...			
農地・水向上活動			
...			
区分	活動区分	生態系保全	...
誘導部分	計画策定	<input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全計画の策定	<input type="checkbox"/>
	啓発普及	<input checked="" type="checkbox"/> 学校教育等との連携	<input type="checkbox"/>
	実践活動	<input checked="" type="checkbox"/> 生態系に配慮した施設の適正管理	<input type="checkbox"/>

- ・魚の生態に詳しい理科の先生のアドバイスを受けながら、具体的な計画を策定。
→**専門家の指導・助言**
- ・業者に外注したりせず、活動組織のメンバーだけで機械を動かし、水路を組み立てながら魚道を設置。→**自主施工**
- ・材料費、機械のリース代、労務費などで30万円以上の費用が必要。→**活動に必要な費用が概ね30万円以上**

こうした活動を対策期間中に一定以上実施することを計画に位置付け

促進費の交付



Q21 促進費の対象になる活動は、基礎支援で計画している活動と同じでもよいのですか。

基礎支援で計画している活動(22ページまでの活動)は、その内容が高度な取組としての条件を満たせば促進費の対象になりえます。

Q22 促進費を受けるために必要な「一定以上」の活動とはどのようなものですか。

下にイメージを示しますので、参考にしてください。このような点数計算で、平成23年度までの対策期間に100点以上になるように活動を行えば、促進費を受けることができます。

促進費の点数計算のイメージ

項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
高度な農地・水向上活動	20点	20点	(20点)	(20点)	(20点)	40点
質の高い農村環境向上活動	(20点)	(20点)	(20点)	20点	20点	40点
NPO法人化	(60点)	(50点)	40点	(30点)	(20点)	40点
					合計	120点

合計点 100点未満 .. 0万円/年
 100点以上200点未満 .. 20万円/年 ← この例の場合、20万円/年の促進費が受けられる。
 200点以上 .. 40万円/年

Q23 自主施工とはどのようなことを指すのですか。

活動組織の構成員以外の人や団体などに作業を手伝ってもらわずに、活動組織の構成員だけで作業を行うことを「自主施工」と呼んでいます。

なお、活動組織の構成員の全員ではなく、一部の方々が行う活動であっても構いません。

Q24 専門家はどのような人ならよいのですか。

例えば、活動に関係する資格を有している方や、活動に関連する業務に携わった経験を持っている方などです。

下に例を示しますが、地域によって様々な可能性が考えられますので、まずは都道府県の出先機関や市町村にご相談ください。

(例) 土木施工管理技士、技術士、農業土木技術管理士、重機オペレーター、学校教諭、都道府県の環境相談員、ビオトープ管理士、工事に従事し技術に精通している方、地域で環境活動を行っている方、等

環境にやさしい営農活動への支援

8 営農活動への支援とは

- 資源を守る共同活動に対する支援を受ける地域で、さらに化学肥料・化学合成農薬の大幅低減などの環境にやさしい先進的な営農活動を行う場合には、これら先進的営農に対する支援も受けることができます。
- この支援は、農業者の皆さんで農業生産による環境負荷を減らす取組を行う集落等を対象とするものです。
- 支援を受けるためには、次のそれぞれの要件を満たすことが必要です。

支援の主な要件

- ✓ 資源を守る共同活動と一体的に行う取組であること
(「共同活動への支援」の対象地域内であること)
- ✓ 対象区域の農業者全体で環境負荷を減らす取組を行うこと
- ✓ 一定のまとまりをもって化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減すること



p.27へ



p.28へ



p.29へ

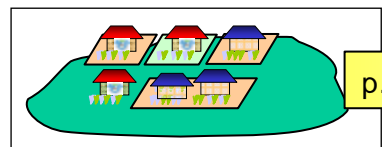
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上減らすこと

エコファーマーの認定を受けること



p.29へ

一定のまとまりをもった取組であること



p.31へ

支援の手続き

支援に当たっては、共同活動への支援と合わせて、活動組織において活動計画を作成し、市町村と協定を締結します。（なお、5割低減等の先進的な取組を行う農業者には、あらかじめ生産計画を提出していただくほか、生産記録を記帳、提出していただきます。）

p.32へ

支援の内容

営農活動への支援については、活動組織に2種類の交付金が交付されます。

営農基礎活動支援交付金

対象区域ごとに一定額が交付され、技術研修会の実施、実証ほの設置、土壌や生物の分析などの活動組織の推進活動経費に使用することができます。

p.34へ

先進的営農支援交付金

作物の種類、取組面積に応じて交付金が交付され、先進的な取組を行う農業者に配分することも可能です。

Q25

共同活動への支援の対象地域外では、支援が受けられないのですか。

農地・農業用水等を保全・向上する共同活動への支援に取り組む地域で、環境にやさしい営農活動を一体的に行うことで、より高い効果が得られることを期待していますので、共同活動への支援の対象地域内で行っていただくことが支援の条件になります。

Q26

なぜ個人の取組ではなく、まとまりを持った取組を支援の対象としているのですか。

化学肥料・化学合成農薬の使用低減などの農業生産に伴う環境負荷を低減する取組は、地域で相当程度のまとまりをもって実践することで、大きな環境保全上の効果が期待できるほか、農産物のブランド化などを通じて地域農業の振興にも資すると考えています。

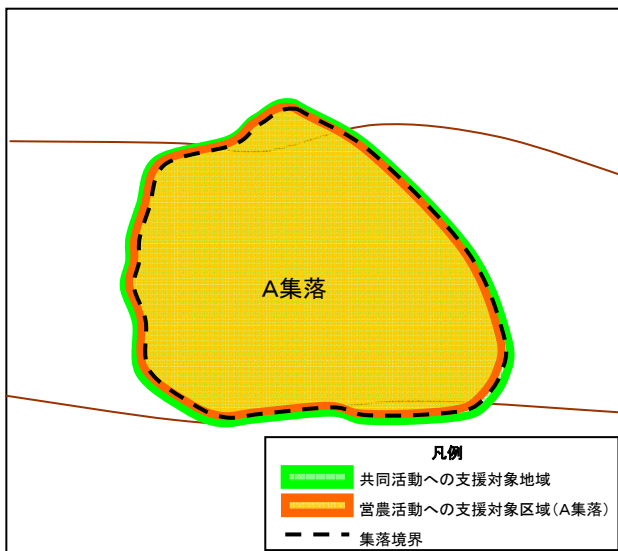
このため、本対策においては、個人の取組ではなくまとまりを持った取組に対して支援することとしています。

8-1 (営農活動支援の)対象区域を決めます

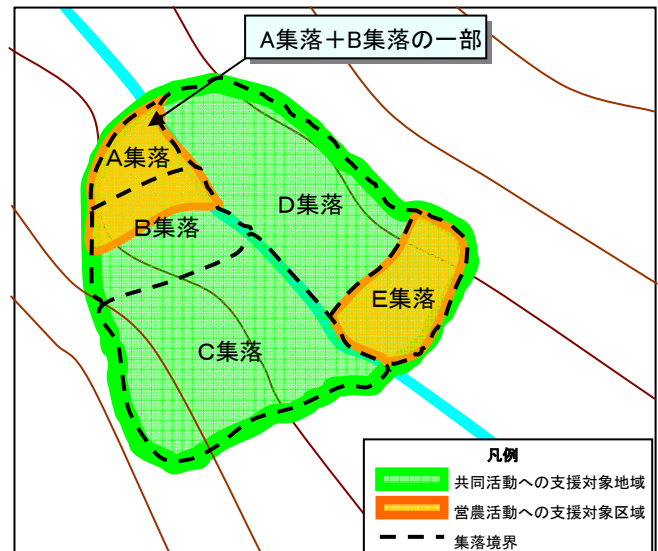
対象区域

- まずは、農業者の皆さんで話し合っ、一緒に取り組める地区を考え、対象区域を決めることから始まります。
- 営農活動への支援の対象区域は、共同活動への支援の対象地域内(活動組織の活動範囲内)であれば、原則として集落を最小単位として、取組の実態に応じて設定できます。

対象区域の設定



共同活動への支援の対象地域と
営農活動への支援の対象区域が一致



共同活動への支援の対象地域の中で
営農活動への支援の対象区域を複数設定

〔市町村の皆さんへ〕

対象区域は、以上の要件のほか、市町村の計画などに基づき、地域として環境保全に取り組む地域であることが必要です。具体的には、市町村などにより、地域の環境保全上の課題とともに、本課題の解決に向けた農業生産活動に伴う環境負荷低減を図る取組の推進方策や、取組目標が明記された計画が策定されていることが必要です。

なお、現在、こうした計画を策定していない市町村については、支援に当たって、市町村環境保全型農業推進方針の作成、見直し等をお願いします。

Q27 「集落を最小単位として」とありますが、集落より小さい区域は設定することができないのですか。

以下の場合には集落より小さい区域で設定することができます。

- ・ 共同活動への支援の対象地域が1集落以下で設定されているなど集落を部分的にしか含んでいない場合
- ・ 集落内に、地形的な条件、水系、土地利用等明確な基準により細分化される営農上の一体性を有する一団の農用地がある場合

8-2 地域全体で環境負荷低減に向けた取組に取り組みましょう

地域全体で行う環境負荷低減に向けた取組

対象区域の農業者の皆さんで話し合っ、環境負荷低減に向けた取組を決めて下さい。対象区域の農家の8割以上が本取組を行うことが必要です。

○ 環境負荷低減に向けた取組

① ほ場からの環境負荷の流出を抑制する取組

- 浅水代かきの実施
- 無代かき栽培の実施
- 不耕起栽培の実施
- カバークロップの作付け
- クリーニングクロープの作付け
- あぜ塗りの実施(あぜシートを活用)

② 有機物資源の循環利用の促進を通じた環境負荷の低減に資する取組

- たい肥等有機質資材の施用
- 緑肥作物の利用

③ 化学肥料や化学合成農薬の低減を通じて環境負荷の低減に資する取組

- | | |
|------------|--------------|
| 肥効調節型肥料の施用 | 生物農薬の利用 |
| 肥料の局所施用 | 対抗植物の利用 |
| 有機質肥料の施用 | 被覆栽培の実施 |
| 土壌診断に基づく施肥 | フェロモン剤の利用 |
| | マルチ栽培の実施 |
| 機械除草 | 光利用技術の利用 |
| 除草用動物の利用 | 抵抗性品種・台木の利用 |
| | 熱利用土壌消毒技術の利用 |
| | 温湯種子消毒技術の利用 |
| | 栽培施設周辺の除草 |

④ 環境負荷低減に資する製品を利用する取組

- リサイクルプラスチックの利用
- 生分解性プラスチックの利用

⑤ その他

- その他()

※①～④以外の取組でも各地域で特に必要と考えるものについては、国の承認を得た上で地域の取組として選定することが可能



1

それぞれの区域で取組を選定します。(複数選べます)

(例)

<input checked="" type="checkbox"/> 浅水代かき	<input checked="" type="checkbox"/> たい肥の散布	<input checked="" type="checkbox"/> フェロモン剤の利用
		



2

取組を実施します。

地域の8割以上の農家(小規模な農家を除く)が、区域で選定された取組のうち1つ以上の取組を行うことが必要です。

8-3 地域で化学肥料・化学合成農薬の大幅低減に挑戦しよう(その1)

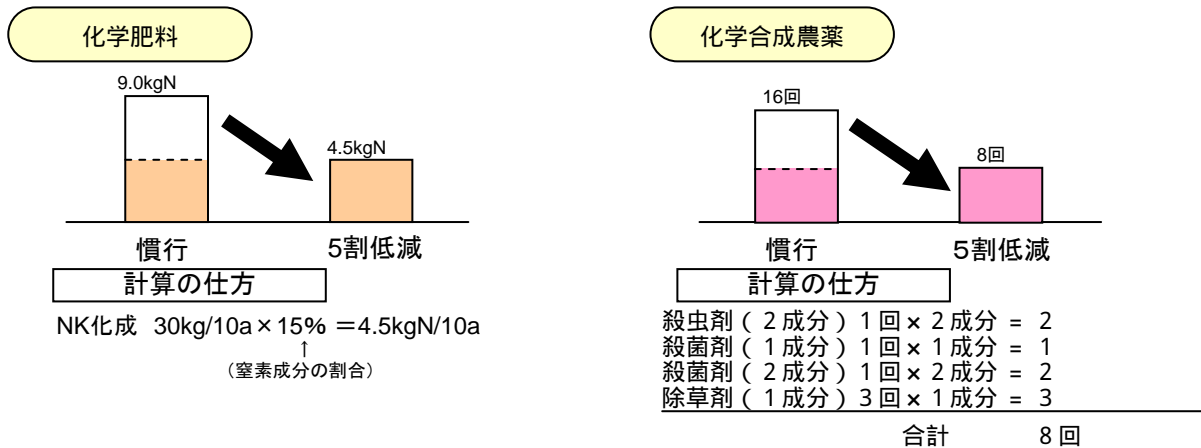
化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に減らす取組にチャレンジしてみましょう。次の要件を満たすと、支援が受けられます。

- ① 化学肥料と化学合成農薬の使用の5割低減等に取り組むこと。
- ② エコファーマーの認定を受けること。
- ③ 地域で一定のまとまりをもって取り組むこと。

1

化学肥料・化学合成農薬の使用の5割低減等に取り組みましょう。

都道府県が設定する化学肥料、化学合成農薬の慣行基準から比較して、
 ①窒素肥料ベースで化学肥料の施用量を5割以上減らすとともに
 ②成分回数ベースで化学合成農薬の施用回数を5割以上減らす
 こととします。



2

エコファーマーの認定を受けましょう

支援を受けるには持続農業法*に基づくエコファーマーの認定を受ける必要があります。事業実施期間(平成19~23年度)のうちエコファーマーの認定期間が支援期間となっています。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の作成

- ①土づくり技術
 - ②化学肥料低減技術
 - ③化学合成農薬低減技術
- の3つの技術を導入する計画を作成

都道府県に申請

エコファーマーの認定

計画について都道府県知事が認定



*「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」です。



Q28 慣行基準には何を用いるのですか。

低減割合の比較に用いる慣行基準は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき、各都道府県が定めた地域の慣行レベルなど、都道府県が品目ごとに定めたものです。まずは、都道府県の出先機関などに確認してみましょう。

Q29 化学肥料・化学合成農薬の大幅低減以外に支援を受けられる取組はありますか。

化学肥料・化学合成農薬の大幅低減以外の取組であっても環境保全に資する先進的な取組については支援の対象とすることとしており、技術検討会の検討を経て、不耕起・冬期湛水が支援対象となっています。

Q30 水稻でエコファーマー認定を受けている農業者がキャベツで支援を受けようとする場合、キャベツでもエコファーマーの認定を受ける必要があるのでですか。

支援対象作物について持続農業法に基づく計画認定を受けていることを要件としています。このため、キャベツについて支援を受ける場合は、キャベツについてエコファーマーの認定を受ける必要があります。

Q31 エコファーマーになりたいのですが、どこに相談すればいいのですか。

エコファーマーの認定は、都道府県知事が行うこととなっています。詳しくは普及指導センターなど都道府県の出先機関にお問い合わせ下さい。

Q32 エコファーマーの認定期間が平成20年までの農業者が、平成21年度以降支援を受けるためには、再度エコファーマーの認定を受けなくてはならないのでしょうか。

新たな技術導入、技術の変更等を内容とする計画を作成すること等により再度エコファーマーの認定を受けることが必要となります。

8-3 地域で化学肥料・化学合成農薬の大幅低減に挑戦しよう(その2)

3

地域でまとまりをもって取組を行きましょう

「一定のまとまりをもった取組」とは、以下の①、②のいずれかを満たす取組であることが必要です。

- ①作物ごとにみて、対象区域の農家のおおむね5割以上が取り組んでいること
- ②対象区域の作物全体でみて、作付面積の2割以上かつ農家の3割以上が取り組んでいること

まとまり要件の判断の仕方

取組実態に応じて選択可能

①作物ごとのまとまり

集落等のおおむね5割以上の農家取り組むこと

作物ごとの要件でクリアするケース

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水稻	3(20)	2(20)
なす	4(8)	2(5)
合計	5(20)	4(25)

【計算式】

$$\text{なすの農家数のまとまりの程度} = \frac{\text{なすの取組農家数 } 4}{\text{区域でなすを栽培する全農家数 } 8} = 0.5 \text{ おおむね5割 (4割)}$$

②作物全体でのまとまり

集落等の作付面積の2割以上かつ農家の3割以上

地域全体の要件でクリアするケース

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水稻	5(20)	4(20)
なす	2(8)	1(5)
合計	6(20)	5(25)

【計算式】

$$\begin{aligned} \text{地域全体の農家数のまとまりの程度} &= \frac{\text{取組農家数 } 6}{\text{区域の全農家数 } 20} = 0.3 \text{ 3割} \\ \text{地域全体の作付面積のまとまりの程度} &= \frac{\text{取組面積 } 5}{\text{区域全体の作付面積 } 25} = 0.2 \text{ 2割} \end{aligned}$$

かつ

8-4

営農活動計画を作りましょう

支援の手続き

各対象区域ごとに、農業者の皆さんで話し合い、営農活動計画を作成し、協定を締結します(営農活動計画は、協定の一部となります)。

営農活動計画(作物全体のまとめ用)

ポイント

生産計画を取りまとめ、先進的な取組を行う農家数や面積を記入してください。

平成〇年度 〇〇 区域営農活動計画(兼)実施状況報告書
(作物全体のまとめ用)

第1 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組

(1) 取組の実施内容

(計画) (実績)

① ほ場からの環境負荷の流出を抑制する取組

浅水代かきの実施 無代かき栽培の実施
 不耕起栽培の実施 カバークロップの作付け
 クリーニングクロープの作付け あぜ塗りの実施(あぜシートの活用)

② 有機物資源の循環利用の促進を通じた環境負荷の低減に資する取組

たい肥等有機質資材の施用 緑肥作物の利用

③ 化学肥料や化学合成農薬の低減を通じて環境負荷の低減に資する取組

肥効調節型肥料の施用 生物農薬の利用
 肥料の局所施用 対抗植物の利用
 有機質肥料の施用 被覆栽培の実施
 土壌診断に基づく施肥 フェロモン剤の利用
 機械除草 マルチ栽培の実施
 除草用動物の利用 光利用技術の利用
 抵抗性品種・台木の利用
 熱利用土壌消毒技術の利用
 温湯種子消毒技術の利用
 栽培施設周辺の除草

④ 環境負荷低減に資する製品を利用する取組

リサイクルプラスチックの利用 その他()
 生分解性プラスチックの利用

⑤ その他

※ 該当する取組内容の□に✓を入れてください。

(2) 取組を実施する農家の割合

	計 画	実 績
取組を実施する農家数	〇〇 戸	戸
区域内対象農家数	〇〇 戸	戸
実施割合	〇〇 %	%

(3) 取組の実施期間

計画年度と同じ4月から翌年3月までの期間
 計画年度に収穫される対象作物の生産過程等

第2 環境負荷低減に向けた推進活動

取組内容	(計画) (実績)	実施月日	実施回数	参加人数	備考
環境負荷低減に向けた取組に関する検討会、消費者との意見交換会等の開催等	<input type="checkbox"/>				
技術研修会や先進地調査・研修などの技術の普及・研修	<input checked="" type="checkbox"/>				
技術マニュアルや普及啓発資料の作成などの資料作成、配布	<input checked="" type="checkbox"/>				
技術実証ほの設置等による環境負荷低減技術の実証・調査	<input type="checkbox"/>				
先進的な取組の展示効果を高めるための標示等	<input checked="" type="checkbox"/>				
先進的農業者等による技術指導	<input type="checkbox"/>				
土壌、生物等の調査分析	<input type="checkbox"/>				
その他()	<input type="checkbox"/>				

第3 先進的な取組

(1) 交付金の支払対象となる先進的な取組の実施面積

対象作物名	計画面積	実績面積	備考
〇〇	〇〇 a	a	
	a	a	
	a	a	

(2) 先進的な取組のまとめ

面積のまとめ

	計 画	実 績
先進的取組実施面積	〇〇.〇 a	a
区域内対象面積	〇〇.〇 a	a
面積のまとめの程度	〇〇 %	%

農家のまとめ

	計 画	実 績
先進的取組実施農家数	〇〇 戸	戸
区域内対象農家数	〇〇 戸	戸
農家のまとめの程度	〇〇 %	%

参考資料

- ・区域内対象農家等の一覧表(表1)
- ・先進的な取組の実施農家の一覧表(表2)

ポイント

区域でどの取組を行うのか選んでください。8割以上の農家が取り組むことが必要です。

ポイント

営農基礎活動支援(20万円)を用いて、どのような活動を行うのが決めてください。

8-5

生産計画を作りましょう

支援の手続き

5割低減等の先進的取組を行う農業者の方にはあらかじめ生産計画を作成していただきます。
 生産計画は、営農活動計画を作る上で必要なものです。このため、事前に市町村に提出し、内容の確認を受けて下さい。

農家名 農林水産 太郎 (水稲用)

生産計画・生産記録

生産計画番号 00000000

1 基礎情報

(1) 農家情報

活動組織名	〇〇活動組織	対象作物名	水稲(コシヒカリ)
営農活動対象区域名	〇〇区域	経営耕地面積 (該当する方に記入)	30a以上 30a未満
農家名	農林水産 太郎	経営耕地面積の項目で30a未満に○を付けた農家のみ記入	
対象作物の107ア-2認定年度	平成 15 年度	農産物販売金額 (該当する方に記入)	50万円以上 50万円未満

(2) ほ場情報

ほ場番号	ほ場所在地 (字地番)	先進的取組 実施面積		その他
		計画	実績	
1	〇〇町 612	20.2 a	a	
2	〇〇町 621	30.3 a	a	
合計		50.5 a	a	

2 作業工程

作業名	計画	実績	備考
播種日	〇月上旬		

3 土づくり、化学肥料

(1) 土づくり、化学肥料低減のための技術の内容

(計画) (実績)		(計画) (実績)	
<input checked="" type="checkbox"/> たい肥等有機物資材施用技術	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 局所施肥技術(方法:)	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 緑肥作物利用技術	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料施用技術	<input type="checkbox"/>
(緑肥作物の種類: れんげ)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有機質肥料施用技術	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>

(注) 該当する技術名の に入ってください。

(2) 肥料等

資材等の 名称	化学肥料 窒素成分 の割合(%)	計 画		実 績		慣行の5 割低減の 水準 (kgN/10a)	備 考
		使 用 予定時期	使用予定 量(/10a)	使用時期	使用量 (/10a)		
肥料	〇%	〇月下旬	〇kg	〇kgN			
たい肥等有機物							
手ふんたい肥	-	〇月中旬	〇t	-			
れんげ糞	-	〇月下旬	〇kg	-			
合計			〇kgN			〇kgN	

(注) 化学肥料窒素成分を含まない有機質肥料も含めて記入する。

ポイント
 土づくりや、化学肥料・化学合成農薬を低減するためにどのような技術を導入するのか、記入してください。

ポイント
 化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行の5割以下にする計画を作ります。

農家名 農林水産 太郎

4 化学合成農薬

(1) 化学合成農薬を低減するための主な技術の内容

(計画) (実績)	(計画) (実績)	(計画) (実績)	(計画) (実績)
<input type="checkbox"/> 温湯種子消毒技術	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> プール育苗	<input type="checkbox"/> 健苗育成
<input checked="" type="checkbox"/> 機械除草技術	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 冬の荒耕起	<input type="checkbox"/> 粗植栽培
<input type="checkbox"/> 除草用動物利用技術(動物の種類:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ほ場の均平化	<input type="checkbox"/> 適正な水管理
<input checked="" type="checkbox"/> 生物農薬利用技術	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 窒素の適正施用	<input type="checkbox"/> 発生予察
<input type="checkbox"/> 対抗植物利用技術(対抗植物の種類:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他の技術	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 抵抗性品種栽培・台木利用技術(内容:)	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒技術(内容:)	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 光利用技術(内容:)	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 被覆栽培技術(内容:)	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> フェロモン剤利用技術	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> マルチ栽培技術(内容:)	<input type="checkbox"/>		

(注) 該当する技術名の に入ってください。

(2) 使用農薬

農 薬 名 (剤型等、商品名)	計 画		実 績		慣行の5割低減の 水準 (成分回数)	備 考
	使 用 予定時期	化学合成農薬 成分回数	使 用 時 期	化学合成農薬 成分回数		
〇〇(生物農薬)	〇月上旬	0				
〇〇水和剤	〇月上旬	1				
〇〇水和剤	〇月上旬	1				
合計		0			0	

(注) フェロモン剤、生物農薬等カウントしない農薬も含めて記入する。

8-6 (要件を満たせば) 交付金が交付されます

支援の手続き

取組終了後、5割低減などの先進的取組を行う農業者は、生産記録を活動組織に提出します。活動組織は、生産記録などをとりまとめ、実施結果の報告を行い、都道府県や市町村の確認を受けます。

交付金の交付

営農活動への支援については、活動組織に次の2種類の交付金が交付されます。

支援の内容

営農基礎活動支援

地域全体での環境負荷低減に向けた取組を進めるため、技術の研修・実証、土壌や生物の調査分析などの活動に対して支援を行います

(使途の例)

- ・技術研修会、先進地調査・研修の実施
- ・技術実証ほの設置
- ・技術マニュアル、普及啓発資料の作成
- ・土壌や生物の調査分析の実施
- ・環境負荷低減に向けた取組に関する検討会、消費者との意見交換会の開催
- ・先駆的農業者等による技術指導
- ・展示効果を高めるための標示 等



区域を単位とする支援

1地区当たりの交付額(国と地方の合計): 20万円

先進的営農支援

「一定のまとまりをもって化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する先進的な取組」に対して、取組面積に応じて取組農家に配分可能な交付金を交付します。

交付額の計算の仕方

$$\text{支援単価 (〇〇円/10a)} \times \text{取組面積} = \text{交付額 (取組農家への配分可)}$$

10a当たり支援単価(国と地方の合計)

作物区分	10a当たり単価 (円/10a)
水稲	6,000 円
麦・豆類	3,000 円
いも・根菜類	6,000 円
葉茎菜類	10,000 円
果菜類・果実的野菜	18,000 円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000 円
果樹・茶	12,000 円
花き	10,000 円
上記の区分に該当しない作物	3,000 円

このパンフレットに関するお問い合わせ先は

- ・北海道開発局 農業水産部農業振興課（電話）011-700-6768（FAX）011-709-2145
農業計画課（電話）011-700-6791（FAX）011-709-2145
- ・東北農政局 地域整備課（電話）022-221-6293（FAX）022-216-4287
農産課（電話）022-221-6179（FAX）022-217-4180
- ・関東農政局 地域整備課（電話）048-740-0049（FAX）048-600-0624
農産課（電話）048-740-0405（FAX）048-601-0533
- ・北陸農政局 地域整備課（電話）076-232-4726（FAX）076-234-8051
農産課（電話）076-232-4302（FAX）076-232-5824
- ・東海農政局 地域整備課（電話）052-223-4639（FAX）052-219-2667
農産課（電話）052-223-4622（FAX）052-218-2793
- ・近畿農政局 地域整備課（電話）075-414-9541（FAX）075-417-2090
農産課（電話）075-414-9021（FAX）075-414-9030
- ・中国四国農政局 地域整備課（電話）086-224-9422（FAX）086-234-7445
農産課（電話）086-224-9411（FAX）086-232-7225
- ・九州農政局 地域整備課（電話）096-353-7550（FAX）096-352-7949
農産課（電話）096-353-7384（FAX）096-324-1439
- ・沖縄総合事務局 農林水産部土地改良課（電話）098-866-0095（FAX）098-864-2624
農畜産振興課（電話）098-866-0096（FAX）098-863-9232

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

農林水産省 農地・水・環境保全向上対策について
http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

農地・水・環境保全向上対策
<http://www.inakajin.or.jp/midorihozen/>

農林水産省 農村振興局
地域整備課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1